

第3部の「計画の基本方針」では、第1部で示した基本理念を実現するため、第2部で明らかにした現状を踏まえ、3つの基本目標及び7つの施策展開の基本方向を示します。

## 第3部 計画の基本方針

### 1 基本目標

#### (1)子どもの権利と生命を尊重し慈しむ社会づくり

子どもは、栃木県の未来をつくり出す「社会の宝」です。人は、子ども時代を様々な大人や仲間とふれあいながら心豊かに過ごすことで、夢を育み、豊かな人生を歩み始めることができます。しかしながら、今日、子どもや家庭を取り巻く社会環境が大きく変化し、様々な体験の不足などによる子ども自身の自主性や社会性の未熟さが指摘される一方、家庭や地域の養育力の低下による子どもを脅かす様々な問題についても懸念されています。

このため、あらためて県民一人ひとりが、すべての子どもは愛され、人として尊ばれ、社会の一員として重んじられ、良い環境の中で心身ともに健康で健全に育成される権利を有することを十分に認識して、子どもを守り慈しむ社会づくりを進めます。

#### (2)子育てを社会全体で支える環境づくり

子育ての第一義的責任は家庭にあります。子育てを家庭のみにすべて任せるのではなく、学校等、地域社会、企業、行政などが十分な連携のもとに一体となって、社会全体で子育てをバックアップする環境づくりが求められています。

このため、子育ての喜びや楽しさ、意義などについて啓発するとともに、社会全体が子育て家庭に目を向け、県民一人ひとりが、未来を育むコミュニティづくりに様々な立場から役割を果たしていくよう、気運の醸成を図ります。

#### (3)安心して子どもを生み育てられる環境づくり

女性の社会参加が進み、共働き世帯が増加するなど、人々の生き方が多様化している一方で、働き方や子育て支援などの社会的基盤は、必ずしもこうした変化に対応したものとはなっておらず、根強く残る固定的な男女の役割分担意識や職場優先の企業風土もあって、仕事と子育ての両立に対する負担感が解消されず、未だ就労と出産・子育てが二者択一となっている状況が見受けられます。

このため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会を目指して、家事や育児の分担に関する意識改革、仕事と子育ての両立に向けた保育サービス等の充実や労働環境の整備を進めるとともに、子育て家庭に対する相談支援、親子が安心して外出できる環境の整備、乳幼児から思春期まで子どもの発達段階に応じた保健・医療対策の充実等を通じて、子育てに関する負担感や不安感を解消し、安心して子どもを生み育てることができるよう環境づくりを進めます。

## **2 施策展開の基本方向**

### **(1)地域における子育ての支援**

子育て情報の収集・提供や、多様なニーズに対応した保育サービスの提供、児童健全育成の活動拠点の整備等、地域における子育て支援サービスの充実を図ります。

### **(2)母子の健康の確保及び増進**

母親の心身の健康を保持し、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境を整備するとともに、子どもがより健康的な生活を送ることができるよう、健やかな成長、発達に向けた支援体制の充実を図ります。

### **(3)子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備**

子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができる教育環境の整備や、子どもを地域社会全体で育てることができる地域の教育力の向上等を図るとともに、子どもを取り巻く有害環境対策を推進します。

### **(4)子育てを支援する生活環境の整備**

良好な住宅・居住環境の確保、安全な道路交通環境の整備、安心して外出できる環境の整備、安全・安心なまちづくりの推進等により、子どもや家族が安心して暮らすことができる生活環境を整備します。

### **(5)職業生活と家庭生活の両立の推進**

すべての勤労者が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるよう子育て支援を推進し、仕事と子育ての両立ができる社会環境づくりを推進します。

### **(6)子どもの安全の確保**

子どもを交通事故から守るため、総合的な交通事故防止対策を推進するとともに、子どもを犯罪等の被害から守るための活動を推進します。

### **(7)援護を必要とする子育て家庭等への支援**

児童虐待の防止、社会的養護体制の充実、障害のある子ども及びその家庭への支援など、援護を必要とする子どもや家庭のための施策を推進します。

また、ひとり親家庭等が自立し、安心して暮らすための施策を推進します。